

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則に基づき、市長が定める事項

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令 115号。以下「規則」という。）第16条、第18条第2項、第20条及び第25条の規定に基づき、必要な事項を定める。

（入居者の資格）

1 規則第16条第2号口の市長が定める入居者と同居させることが必要であると認める者は、次のとおりとする。

- (1) 入居している高齢者の介護を行う者
- (2) 入居している高齢者が扶養している児童等
- (3) 前2号のほか、補助主体の長が同居が適切であると認める者

（入居者の募集方法）

2 規則第18条第2項の市長が定める公募の方法は、次のとおりとする。

- (1) 新たに管理開始する高齢者向け優良賃貸住宅は、原則として、入居の申し込み期間の初日から起算して1か月前に、一般賃貸人が規則第18条第3項各号に掲げる事項を新聞掲載、掲示等により公募の広告を行うものとする。
- (2) 空家住宅は、入居の申込期間の初日から起算して少なくとも1週間前に、一般賃貸人が規則第18条第3項各号に掲げる事項を新聞掲載、掲示等により公募の広告を行うものとする。

（入居者の選定の特例）

3 規則第20条の市長が定める入居者の選定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 入居者又は同居者が身体障害者である者
- (2) 地域の実情を勘案して市長が特に必要と認める者

（入居者の選定の特例）

4 規則第20条の市長が定める戸数は、1回の募集ごとに賃貸しようとする住宅の5分の1を超えない範囲内の戸数とする。

（管理主体）

5 規則第25条の市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 静岡県住宅供給公社、地方公共団体（その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。）の出資若

しくは拋出に係る法人又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人で賃貸住宅の管理を行うことを目的とするもの

(3) 農業協同組合又は農業協同組合法（昭和23年法律第 132号）第10条第5項に規定する事業を行うもの

(4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって、かつ、賃貸住宅の管理を行うために必要な経験、経営内容及び体制等について、市長が別に定める基準に該当する者

(5) 宅地建物取引業法（昭和26年法律第 176号）第3条第1項に規定する宅地建物取引業者の免許を有し、かつ、賃貸住宅の管理を行うために必要な経験、経営内容及び体制等について、市長が別に定める基準に該当する者